

松山市施設内広告スタンド（フリーペーパースタンド）設置事業募集要項

広告スタンド設置開始時期

令和8年4月1日から

広告スタンド設置場所

- ・松山市庁舎本館内 3ヶ所（松山市二番町4丁目7-2）
- ・松山市庁舎別館内 2ヶ所（松山市二番町4丁目7-2）
- ・松山市庁舎第4別館内 2ヶ所（松山市三番町6丁目6-1）
- ・松山市北条支所庁舎内 1ヶ所（松山市北条辻6）
- ・松山市保健センター内 1ヶ所（松山市萱町6丁目30-5）
- ・松山市総合コミュニティセンター内 3ヶ所（松山市湊町7丁目5）
- ・松山市男女共同参画推進センター（コムズ）内 1ヶ所（松山市三番町6丁目4-20）
- ・松山市立子規記念博物館内 1ヶ所（松山市道後公園1-30）
- ・道後温泉・椿の湯内 1ヶ所（松山市道後湯之町19-22）
（松山市大街道1丁目5-10 松山第二佐々木ビル）
(詳 細 別 紙) 9施設 15ヶ所

広告スタンド規格

- ・縦500mm以内、横500mm以内、高さ2000mm以内とする。
- ・広告スタンドの目立つ場所に行政広告ではない事を明記すること。

広告スタンド設置料

入札により決定します。

申込に際しての留意事項

- (1) 広告スタンドの設置は、15ヶ所一括しての募集です。（個別での申し込みは不可）
- (2) 広告スタンドの作成費用は、広告主の負担となります。
- (3) フリーペーパーの掲出及び撤去に関する作業は、市の指定する日時に行ってください。
(掲出及び撤去に関する作業に係る経費は、広告主の負担となります。)
- (4) 市が業務上支障があると判断した時、または特に必要と認めるときは、設置中の広告スタンドを一時的に撤去、または不可視状態にすることができます。この場合において、広告スタンド設置料の還付、その他の補償は行いません。
- (5) 広告スタンドを設置する前に市の審査を受ける必要があります。
- (6) 「松山市広告事業実施要綱」「松山市広告掲載基準」「松山市施設内広告掲出取扱要領」を守ってください。
- (7) 今回、決定する契約者と締結する「広告実施契約書」とは別に広告取扱期間を3年間とする協定を結ぶこととしております。

（参考）令和7年度実績 設置料 年額33,000円（1ヶ所）（税込み）